平成２１年（フ）第１１０８号
千葉県市川市南行徳４丁目８番１―205号
エクセレント南行徳
債務者　露木　千香
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３５号
千葉県船橋市二和東６丁目２番12―308号
債務者　清原　成人
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１４２号
千葉県市原市八幡北町２丁目10番地35　パークハイツ・ケイＢ棟102
債務者　鳥居　徹夫
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５５号
千葉県市原市藤井３丁目250番地12
債務者　高橋　宏寿
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５６号
千葉県市原市藤井３丁目250番地12
債務者　高橋　杏子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第１１８５号
千葉県市川市大野町３丁目147番地
債務者　塚田　昭子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２００号
千葉県市川市鬼高１丁目８番15号　白岩工業株式会社市川寮
債務者　竹内　　明
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２２１号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目25番地１
市住15号
債務者　小林　信子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２８号
千葉県香取市八日市場1013番地１
債務者　阿蒜　秀男
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前11時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第２７６２号
名古屋市名東区松井町198番地　グリシーヌ藤英103号
債務者　加藤　晃英
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８０２号
名古屋市中川区大畑町１丁目15番地の１
カーサ・ラ・ピラ501号
債務者　橋本　誠忠
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０１号
愛知県一宮市森本２丁目６番11号
債務者　三原　真衣
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５０６号
愛知県一宮市平島１丁目22番16号
債務者　大橋　弥生
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６９４号
愛知県岡崎市稲熊町字８丁目255番地　マンション稲葉103
債務者　小野　保子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７２２号
愛知県岡崎市大西町字長入31番地５　村山恭子方
債務者　小倉　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
奈良県磯城郡三宅町大字屏風122番地の２
債務者　安井マサヱ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
奈良県北葛城郡広陵町大字的場38番地１
債務者　寺口　秀雄
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４７８号
奈良県宇陀市大字陀区上片岡311番地
債務者　谷　　範親
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係